旧清至中学校に係る利活用計画(案)

コンセプト

「 安全と安心の中でうるおいを感じながら未来の人づくりを担うまち 」

基本的考え方

〇当跡地は、学校施設跡地利活用計画を平成20年12月に策定したところであるが、その時点では、当跡地周辺で予定されている国家公務員宿舎や国庁舎の廃止・移転に伴う跡地利用の動向を踏まえる必要があった。そのため、当面は暫定利用として学校施設を貸付けるなど、区有財産としての有効活用に努めること等を基本的方向とした。本格活用については、国家公務員宿舎等跡地の利活用の動向を把握したうえで、検討することにした。

〇上記を踏まえ、平成22年2月から平成30年3月を期限として、学校法人東京成徳学園に貸付を行い、区有財産の有効活用を図っている。また、この間、国家公務員宿舎や国庁舎については、存置されることが示された。

〇当跡地周辺は、公私立中学校、高等学校などの教育施設や国家公務員宿舎などの中高層住宅、法務局などの公共公益施設が集積した閑静なまちなみとなっている。教育機関の集積する地域の魅力を活かし、あらゆる世代において地域を支え未来を担う人づくりを推進することは、北区にとっても知的財産の提供やスポーツ交流が期待でき、「教育先進都市・北区」をより確かなものにするうえでも効果的である。

〇また、当跡地を含む王子 6 丁目地域は、地震に関する総合危険度が低いものの、これまで避難場所や避難所が指定されており、オープンスペースの確保や水害対応への配慮が求められる。

Oさらに、当跡地を含む王子東地区は、緑被率が低い地域であり、みどり豊かなまちづくりの推進が必要である。

◎そこで、本跡地については、教育施設を中心としながら、地域との連携・交 流や安全・安心、うるおいを高める利活用を基本的考え方とする。

基本的方向

(1)教育関連施設の誘致

連携と交流を視点としながら、地域に根差し、みどり豊かなあらゆる世代を対象とした教育環境を提供する教育関連施設を誘致する。

(2) 防災機能の確保

これまで跡地が担ってきた防災機能を確保するため、地震や水害への対応を中心とした防災機能確保への協力を教育関連施設に求める。

事業手法

○教育関連施設の誘致にあたっては、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域の人材等との連携・交流など一定の条件を付したうえで、 売却または貸付を行う。

〇事業者の選定にあたっては、跡地利活用のコンセプトにかなった事業者を選 択する。

〇売却または貸付の決定にあたっては、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、 将来的な土地利用のあり方を踏まえ十分に検討する。